

アセアン・レポート

2018年6月号

《今月号のメニュー》

- ◆ 今月のシンガポルトピックス
「シンガポール 対 マレーシアのハブ港争いについて」
- ◆ 今月のバンコクトピックス
「移転価格税制 その2」
- ◆ アセアンニュース短信

千葉銀行

シンガポール駐在員事務所

バンコク駐在員事務所

今月のシンガポールトピックス

「シンガポール 対 マレーシアのハブ港争いについて」

皆さんは、シンガポールという国をイメージしたときに、どのような景色を思い浮かべますか。シンガポールを訪れたことがない方であれば、マーライオンやマリナベイサンズを思い浮かべるかと思いますが、実際に訪れたことのある方は、シンガポールに停泊している多数の船舶の景色を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。

【シンガポールに停泊する船舶の様子】



(筆者撮影)

シンガポールに多くの船舶が停泊している理由は、同国が地の利を活かし、欧州とアジアを結ぶ海上貿易の中継地点、いわゆる「ハブ港」として発展してきたことが挙げられます。シンガポール港の港湾取扱量は、2000年代初頭に世界トップの地位にあり、その後、中国の発展に伴ってトップの座を上海に譲りましたが、現在も2位の座を守り続けています。

しかし、近年ではシンガポールの隣国マレーシアが国を挙げて港湾開発を進めており、ハブ港として急成長を遂げています。

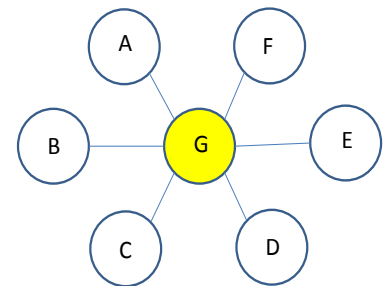
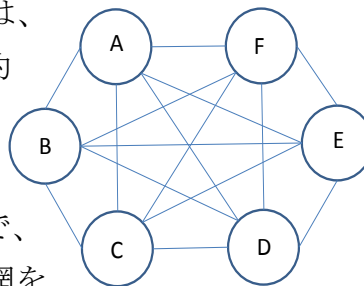
今回のシンガポールトピックスでは、「シンガポール 対 マレーシアのハブ港争い」についてレポートしてまいります。

1. 欧州ーアジア海上貿易のハブ港

(1) ハブ港とは

海上貿易などの物流の世界では、いかに効率的に貨物を輸送するかが重要であり、そのひとつの解決策として、アメリカの物流会社であるフェデックスの創業者、フレッド・スミスが提唱した「ハブアンドスポーク方式」があります。

ハブアンドスポーク方式とは、中心拠点（ハブ）に貨物を集約させ、拠点（スポーク）毎に仕分けて輸送することをいいます。ハブ拠点を設けることで、設けない場合と比較して物流網を簡素化することが可能となります。



ただし、ハブアンドスポーク方式にもデメリットはあります。ハブに障害が発生すると全ての物流機能が停止してしまうリスクがあることに加え、ハブを中継することにより、ハブを中継しない場合と比較し、輸送時間が長期化してしまいます。

このため、ハブ港には、障害が発生しない「正確性・安全性」と、中継にかかる時間を極力少なくする「効率性」が求められます。

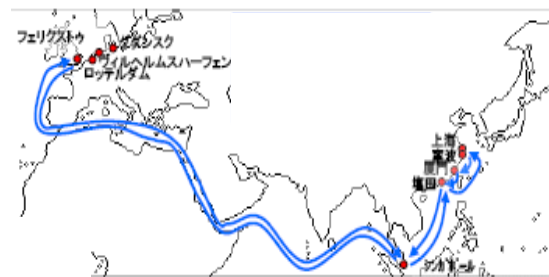
近年では、欧州－アジア海上貿易においてハブアンドスポーク方式が一般的であり、欧州諸国とアジア諸国の間で海上貿易を行う際には、欧州側とアジア側の各々でハブ港を設定し、ハブ港間を大きな母船で結び、その後、貨物を小回りの利く船に積み替えた上でスポーク港（最終目的港）へ輸送しています。

(2) アジアのハブ港

現在、欧州から貨物を海上貿易で輸送する際に、ハブ港としてもっとも選ばれているのは、欧州とアジアの中継地点として適した場所にあるシンガポールです。

この地の利を活かし、シンガポールは独立以来海上貿易のハブ港として発展することに注力しており、「正確性・安全性」と「効率性」を高めるべく、国を挙げて港湾への投資を行っています。また、同国は海運企業を積極的に呼び込むために、海運企業に対して優遇税制を与えています。その結果、シンガポールには世界の主要な海運企業が拠点を構えることとなり、ハブ港としての地位を確立してきました。

【欧州から中国へ海上輸送する場合の主な航路】



(出所：国土交通省)

2. マレーシアの急成長と対抗するシンガポール

(1) マレーシアのハブ港

シンガポールがハブ港として選ばれる理由と同様、隣国のマレーシアもハブ港として選ばれる立地条件を満たしています。

このため、マレーシア政府は 1990 年代後半にアジアのハブ港を目指す方針を打ち出しました。この方針を受けて 2000 年に操業が開始した港が、シンガポールから 40 キロの距離（車で 1 時間程度）にある「タンジュン・ペレパス港」です。

マレーシア政府は、シンガポール港の「利用料の高さ」と同国の国土が狭いことから「港湾拡張に限界がある」点に目をつけ、シンガポールと目と鼻の先にタンジュン・ペレパス港を開港することとし、また、利用料の安さと広大な敷地を売りにして積極的に外資系企業の誘致を行いました。その結果、世界最大のデンマーク海運企業「マースク」が、アジアのハブ港をシンガポールからタンジュン・ペレパス港へ全面移管するなど、同港は貨物取扱量を伸ばしています。

加えて、マレーシア最大の港であるポートケラン港（首都クアラルンプールから約 40 キロに位置）も、利用料の安さを活かし順調に貨物取扱量を伸ばしています。シンガポールの増加率が 8.7%に留まる一方で、マレーシアの港湾では高い増加率となっていることがお分かり頂けると思います。

【世界の港湾別コンテナ取扱量の推移】

	2010年		2016年		増加率
	港湾	千TEU※	港湾	千TEU※	
1	上海	29,069	上海	37,130	27.7%
2	シンガポール	28,431	シンガポール	30,900	8.7%
3	香港	23,699	深セン	23,979	6.5%
4	深セン	22,510	寧波	21,560	64.0%
5	釜山	14,194	釜山	19,850	39.8%
～					
	ポートケラン	8,870	ポートケラン	13,183	48.6%
	タンジュン・ペレパス	6,530	タンジュン・ペレパス	8,029	23.0%

※TEU：コンテナ船の積載能力を示す単位で1TEUは20フィートコンテナ1個分
（出所：Containerisation International）

(2) シンガポールの動き

このような状況下、シンガポールはマレーシアに貨物を奪われるのを黙って見ているわけではありません。シンガポールには現在 4 つのコンテナターミナル（船舶で輸送されたコンテナの積み卸しをする港湾施設）がありますが、将来的には、現在建設中の新ターミナル「トゥアス・ターミナル」へ集約することを予定しています。

トゥアス・ターミナルは 4 つのフェーズに分けて建設が進められており、フェーズ 1 は 2020 年に完成予定で、今後 30 年ほどかけてフェーズ 4 まで完成させる予定です。

コンテナ取扱可能量は、年間 65,000 千 TEU と現在の 4 つのコンテナターミナルの合計年間取扱可能量 40,000 千 TEU を大幅に上回ります。また、自動化クレーンなど最新の港湾設備を導入することで生産性を向上させ、運営コストの抑制も図られます。



（出所：シンガポール地元紙）

マレーシアが利用料金の安さを売りにするのであれば、一定のコスト抑制に加え、「正確性・安全性」と「効率性」を高めることで、アジアのハブ港の地位を強化しようというのが、シンガポールの狙いです。

3. おわりに

欧州-アジア海上貿易のアジアのハブ港と言え、ひと昔前はシンガポールの独占状態でしたが、近年はマレーシアだけでなく、インドネシアやフィリピンも港湾開発を積極的に進めており、ハブ港の争いが年々激化しています。シンガポールがハブ港の地位を引続き維持し続けられるのか注目して行きます。

千葉銀行シンガポール駐在員事務所では、最新トピックスや投資環境など、シンガポールを初めとした ASEAN 地域に関する情報をタイムリーに提供する体制を整えております。ASEAN 地域に拠点をお持ちのお客様や、ASEAN 地域への進出を検討されているお客様は、最寄りの取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

今月のバンコクトピックス

「移転価格税制 その2」

先月のバンコクトピックスでは、移転価格税制の制度内容などについてみてまいりました。今月のバンコクトピックスでは、「タイの移転価格税制」についてレポートいたします。

1. タイ移転価格税制の変遷

(1) 2002年 移転価格ガイドラインの公布

タイで最初に移転価格関連規定が公布されたのは 2002 年のガイドラインとなります。但し、この規定は歳入局内での通達の位置づけで公布されたものであり、法的拘束力はなかったため、具体的な対策を打ち出した会社も少なく、税務調査の低額譲渡・高額購入に移転価格の考え方が流用されるに過ぎませんでした。

(2) 2015年 移転価格税制関連法案の内閣閣議承認

法案の主な事項は、以下の通りです。

- ① 税務当局に対する独立企業間価格の算定と推定課税の権限付与。
- ② 納税者の過払税金等の還付請求期限の改定。
- ③ 移転価格適用対象会社(この時点では対象基準未定)に対する、事業年度終了日後 150 日以内の文書提出義務違反には 40 万バーツ(約 140 万円)以下の罰金が科される。

しかし、この法案は施行されず、2016 年 10 月には前国王が崩御したこともあり、法制化が大幅に延期されました。

2. 新たなタイ移転価格税制の内容

(1) 2017年 移転価格税制関連法案の修正案の公表

修正案の主な事項は、以下の通りです。

- ① 移転価格税制の適用対象法人(この時点では対象基準未定)は、移転価格税制に係る付表(この時点では具体的な記載内容は未定)を事業年度末日から 150 日以内に歳入局に提出しなければならない。
- ② 税務当局は、法人申告書の提出日から 5 年以内に、ローカルマスターズファイルおよび関連証憑の提出を求めることができる。提出を求められた納税者は、通知を受けた日から 60 日以内に当該書類を提出しなければならない。ただし、税務調査官は自身の裁量により、通知日から 120 日を超えない範囲でその提出期限を延長することができる。
- ③ 上記書類を期限内に提出できない場合には、20 万バーツ(約 70 万円)以下の罰金が科される。

この修正案により、付表と移転価格文書は別物とされ、毎年の提出が必要なものは「移転価格文書を要約した付表」とされました。

(2) 2018 年 移転価格税制関連法案の修正案の内閣閣議承認

承認された修正案の主な事項は、以下の通りです。

- ① 適用対象法人は、対象年度において関連会社(国外および国内)との取引額が 3,000 万バーツ(約 1 億 500 万円)以上となる会社である。
- ② 移転価格税制の適用対象法人は、移転価格税制に係る付表(この時点では具体的な記載内容は未定)を事業年度末日から 150 日以内に歳入局に提出しなければならない。
- ③ 税務調査官は税務調査において 5 年間遡って調査することが可能である。

今後、国会に相当する国民立法評議会の承認を経て、法令化される予定です。

3. タイ子会社からみたリスク

タイ子会社は、前述したタイでの移転価格税制法案の改定の動きを踏まえ、タイ(取引相手先国)の税務当局の視点からの移転価格リスクに対応する一方で、日本の税務当局の視点にも対応する必要があります。ここでは双方の視点から、移転価格リスクを捉えてみます。

(1) タイ 税務当局の視点からの移転価格リスク

- ① 販売や製造といったタイ拠点での機能に応じ、安定的に一定の利益が計上されているか。
- ② 事業リスクを負わないとされる製造・販売機能のみのタイ子会社が赤字を計上していないか。
- ③ 日本へ支払うロイヤリティーやサービスフィーに関して、それらの根拠となる便益を享受している実態があるか。

(2) 日本の税務当局の視点からの移転価格リスク

- ① グループ内での一連の取引において発生した超過収益が適切に日本の親会社に還流されているか。
- ② 取引価格を通じて、タイの販社・製造会社に過大な利益が配分されていないか。
- ③ 日本におけるグループ全体の研究開発や管理にかかる役務収益が、タイ子会社から適切に回収されているか。

(3) 移転価格調査の対象になりやすい会社

両税務当局の視点からの移転価格リスクを踏まえ、調査の対象になりやすい会社の例を挙げると以下のとおりとなります。

① 利益率が低いまたは赤字の会社

- ・過去に赤字の事業年度がある。
- ・タイ投資委員会(以下、BOI)の投資奨励による法人税の免税期間終了後に利益率が悪化した。
- ・BOIの投資奨励によって免税となる事業は黒字だが、非免税事業は赤字である。
- ・前事業年度まで黒字だったが、赤字に転落した。
- ・各事業年度の業績に著しい波がある。
- ・原価割れ販売をしている特定の製品がある。
- ・同業他社と比較して利益率が低い。

② グループ会社間取引

- ・商品・製品の多くを親会社またはグループ会社に販売している。
- ・原材料等の多くを親会社またはグループ会社から購入している。
- ・多額の技術支援料、ロイヤリティー等を親会社に支払っている。
- ・支払根拠が不明な費用を親会社に支払っている。

③ 取引価格の比較可能性

- ・家電製品など最終消費財を製造する法人である。
- ・同種製品をグループ会社と第三者の両方に販売している法人である。

3. おわりに

タイでは移転価格税制法案の改定が近々実施される予定であり、調査対象となる可能性がある会社は、まず、移転価格文書(付表)を準備する必要があります。バンコク駐在員事務所では改定の動きを注視するなかで、適宜情報発信を図ってまいります。

千葉銀行バンコク駐在員事務所では、最新トピックスや投資環境など、タイを初めとしたASEAN 地域に関する情報をタイムリーに提供する体制を整えております。ASEAN 地域に拠点をお持ちのお客様や、ASEAN 地域への進出を検討されているお客様は、最寄りの取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

アセアンニュース短信

ユニクロ、フィリピンに東南アジア最大の旗艦店を今秋開業

【フィリピン】

ユニクロなどのアパレル会社を傘下に持つファーストリテイリング（以下、FR）は 5 月 14 日、フィリピンのマカティ市に、東南アジア最大級となるユニクロのグローバル旗艦店（※）を今秋開業すると発表しました。グローバル旗艦店は世界で 15 店目で、東南アジアでは 2016 年に開業したシンガポールに続く 2 店目です。

（※）ユニクロが定めた「世界的情報発信の拠点となる大型店舗」

ユニクロは 2012 年にフィリピンに進出し、現在同国内に 48 店舗を展開しています。今月中に新たに 1 店舗増やすことを予定しているため、グローバル旗艦店が国内 50 店舗目となります。さらに FR は、今月初旬にインドのデリーにユニクロ 1 号店を 2019 年秋オープン予定であることも発表しており、アジア地域での出店攻勢を強めています。

なおシンガポールでは、ユニクロは 2009 年に進出して以降、シンガポール最大の繁華街であるオーチャードにある旗艦店を始め現在 26 店舗を展開しています

地銀 19 行共催「タイ日系ビジネス交流会」開催

【タイ】

5 月 11 日、バンコクに駐在員事務所を有する地銀 19 行（当行、足利、大垣共立、京都、群馬、山陰合同、滋賀、清水、十六、中国、八十二、広島、百五、福井、福岡、北都、北洋、北陸、横浜）は、「タイ日系ビジネス交流会」を共催しました。

本交流会には、各行の取引先企業 481 社 573 名、当行の取引先は 26 社 33 名が参加しました。

今回の交流会では、第一部に「タイ人と働く」という題目で、現地コンサルタントのガンタートン氏が講演を行い、第二部は、参加企業による着席形式の交流会を行いました。

本交流会は、バンコクに駐在員事務所を有する地銀全行が参加し、日系企業を対象としたタイの顧客交流会としては最大規模となりました。そのため、マスコミや他金融機関等からの注目度も高いイベントとなりました。



お知らせ

千葉銀行シンガポール駐在員事務所及びバンコク駐在員事務所では、アセアン地域への進出等を全面的にサポートしております。

現地法人設立の手続きやオフィス・工場物件のご紹介、税制等の情報、販路・調達先のご紹介など、幅広いサービスを提供させて頂いておりますので、弊行お取引店を通じ、お気軽にご相談ください。

以 上

※ここに掲載されているデータや資料は、情報提供のみを目的としたもので、投資勧誘等を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

※また、弊行は、かかる情報の正確性や妥当性については、責任を負うものではありません。

本レポートに関するお問い合わせは、千葉銀行 市場営業部 海外支店統括グループ
(Tel : 03-3270-8526、e-mail : kaigai_tokatsu@chibabank.co.jp) までお願いいたします。

《出典》

NNA、時事通信、各種新聞報道 等